

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課保安担当 (06-4393-6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更申請に係る容器規格適合通知
概要	高圧ガスを充填するための容器の所有者は、その容器に充填しようとする高圧ガスの種類又は圧力を変更しようとするときは、刻印等をすべきことを市長に申請する必要があります。申請された容器が、充填する高圧ガスの種類又は圧力を変更しても定められた規格に適合すると市長が認めたときは、容器規格適合通知書を交付します。
根拠法令等 及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第54条第1項及び第2項 (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/index.html)
審査基準	申請された容器が、充填しようとする高圧ガスの種類又は圧力の変更後も高圧ガス保安法第44条第4項の規格に適合していることが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> 容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）第7条及び第72条 (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/index.html) 鉄道車両に固定する容器等の検査及び再検査における規格を定める件 (昭和41年10月1日通商産業省・運輸省告示第11号) 容器保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日保局第7号） 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和2年8月6日保局第1号） (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/kouatu_kokuji.html)
標準処理期間	14日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	容器に充填しようとする高圧ガスの種類又は圧力を変更しようとするとき
提出方法	高圧ガスの種類又は圧力変更申請書に審査のため必要となる図書を添えたものを大阪市長（消防局予防部規制課保安担当）あて提出してください。
手数料	不要
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	交付された容器規格適合通知書の通知内容に従って刻印等をしてください。